

受診しましょう！健康診査

4月から、健康診査が新しくなりました。

国民健康保険の特定健診、後期高齢者健診、生活保護世帯の健診などの検査を下記のとおり実施しますので、対象となる方は必ず受診しましょう。



※国民健康保険加入者以外の40～74歳の方は、加入している医療保険者（社会保険や健康保険組合など）からの通知などにしたがって健診を受けてください。

■健診別の対象者・料金・検査内容

健診の区分と対象者	料金	検査内容等	
①国保の特定健診 国保加入者で、20年度に40～74歳に達する方 (昭和9年4月1日～同44年3月31日生の方)	1,000円	必須項目 及び追加項目	●必須項目 身体計測(身長・体重・75歳未満の方は腹囲)、血圧測定、診察、尿検査(蛋白・糖)、血液検査(脂質・血糖・肝機能)、生活機能評価(65歳以上の方) ●追加項目 心電図検査、貧血検査、腎機能検査、痛風検査 ○胸部レントゲン検査(希望者のみ) 一般 500円 市民税非課税世帯等(※) 200円
②後期高齢者健診 後期高齢者医療保険加入者(生活習慣病で治療中の方は対象外)	300円	必須項目	
③生活保護世帯の健診 健診当日に40歳以上の生活保護世帯の方(健診当日75歳以上で、生活習慣病で治療中の方は対象外)	40～74歳 500円	必須項目 及び追加項目	
	75歳以上 300円	必須項目	

※市民税非課税世帯等とは、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方で、減額申告書を提出した方です。

■健診日程

実施月日	会場
6月5日(木)	中村生活館
6月6日(金)	老人福祉センター
6月7日(土)	公民館
6月8日(日)	公民館(※)

■受付時間と定員

	受付時間	定員
75歳未満	① 9:30～10:00	30人
	② 10:30～11:00	30人
	③ 11:30～12:00	30人
75歳以上	④ 14:00～14:30(※)	30人



※6月8日は、75歳以上の健診はありません。ご注意願います。

日本人の死因の約6割を占める生活習慣病は、食生活の乱れや運動不足など、日常生活の悪習慣が原因となって発症します。また、自覚症状が出にくいために知らず知らずのうちに進行します。そのため、生活習慣病予防には健診による早期発見と生活改善が大切です。

特定健診では生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状態にある方や予備軍となっている方を選び出し、生活習慣改善のための指導(特定保健指導※くわしくは本紙1月号をご覧ください)を行います。

40歳以上の方は、国保や会社の健康保険など加入している医療保険者が実施する特定健康診査を、年1回以上受けることになります。皆さんの健康と医療費削減のために必ず受診してください。

申し込みは、4月25日(金)までに保健介護グループ(☎42～3213)へ。

春のがん検診

がんという病気はほとんど無症状で進行するので、早期発見には定期的な検診が欠かせません。胃がん、子宮がん、大腸がんなどは早期に発見し、適切な治療を受ければ、ほぼ100%治るようになってきました。健康だと思っているときこそ、自分のため、家族のためのがん検診を受けましょう。

■検診日程と会場等

検診種別	検診月日	会場	受付時間
乳がん検診 子宮がん検診	5月24日(土)	公民館	●乳がん検診を受ける方 (同時に子宮がん検診を受ける方を含みます。) ①8:30~8:45 ②9:15~9:30 ③10:00~10:15 ④10:45~11:00 ⑤12:30~12:45 ⑥13:30~13:45 ⑦14:00~14:15
			●子宮がん検診のみを受ける方 ⑧9:00~9:15 ⑨9:45~10:00 ⑩10:30~10:45 ⑪12:45~13:00
胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診	5月29日(木)	市民体育館	①6:00~6:15 ②7:00~7:15 ③8:00~8:15 ④9:00~9:15
	5月30日(金)	公民館	
	5月31日(土)	公民館	
	6月1日(日)	自動車学校	
※乳がん検診及び子宮がん検診は、春のみ年1回の実施です。検診を希望する方は、忘れずに今回受診してください。			※胃・肺・大腸がん検診は、秋も実施する予定です。

■検診別の対象者・料金・検査内容

検診種別	対象者	検査方法	検査料金	
			一般	市民税非課税世帯等(※)
胃がん検診	市内に住所を有する40歳以上の男女	・胃バリウム検査	1,600円	500円
肺がん検診	同上	・胸部レントゲン検査	500円	200円
		・痰の検査(タバコを多く吸う方などへの追加検査)	900円	200円
大腸がん検診	同上	・便潜血検査	800円	200円
乳がん検診	市内に住所を有する30歳以上の女性で原則、昨年度の乳がん検診を受けていない方	・マンモグラフィ(乳房のレントゲン検査) ・視触診(医師の診察)	2,000円	500円
子宮がん検診	市内に住所を有する20歳以上の女性	・子宮の入り口の細胞検査	1,600円	500円

※市民税非課税世帯等とは、生活保護世帯または市民税非課税世帯の方で、減額申告書を提出した方です。

！注意

※生活保護世帯・市民税非課税世帯に属する方でも、がん検診減額申告書の提出がない場合は一般料金になります。
※今年度から70歳以上の方も有料になります。



申し込みは、5月7日(水)までに保健介護グループ(☎42~3213)へ。

参加しませんか？

親子教室 ひよこスクール

日ごろ、子育てをされていて「子どもに友達をつくってあげたい、子ども同士で遊ばせたい」と思うことや、「自分と同じ子育て中のお母さんと友達になりたい」と思うことはありませんか。

ひよこスクールは、そんなお母さんたちとお子さんを応援するための親子教室です。親子で思いっきり遊んだり、お母さん同士でおしゃべりしたり、みんな楽しく過ごしませんか。



- 対象 1歳6か月～4歳のお子さんとその保護者
(平成16年4月2日～同18年10月31日生まれ)
- 定員 20組
- 会場 おもに公民館
- 時間 午前10時～同11時30分(午前9時45分から受付)
- 参加費 年間600円。お子さんが2人以上参加する場合は、2人目以降1人につき300円加算。ただし実施期間中に1歳6か月に満たないお子さんは無料です。
- 日程 月1回程度(5月～翌年3月)
- 内容 親子遊び、バス遠足、子育て講演会、クリスマス会など
- 申し込み・問い合わせ 4月18日(金)までに保健介護グループ(☎42～3213)へ

子育て応援ボランティア募集

市では、親子教室ひよこスクールの開催時に、託児などのお手伝いをしていただけるボランティアを募集しています。

お子さんとふれあうことが好きな方や、子育て奮闘中のお母さんを応援したいという方のご協力をお待ちしています。なお、託児をする時は保育士や保健師も一緒です。



- 託児時間 午前9時30分～正午
- ※日程・申し込み・問い合わせ先などは、左記のひよこスクールと同様です。

4月から麻しん・風しんの 予防接種対象者が拡大されます

麻しん・風しんの予防接種は、免疫力を強化することを目的に平成18年4月から現在の2回接種が導入されていますが、今回の予防接種法施行令改正により、1回接種の機会しかなかった年齢層の方が2回目の予防接種を受けられるよう、新たに機会が設けられました。

現在の1歳児と小学就学前年度の1年間にある児童(幼稚園年長児相当)に加え、中学1年生と高校3年生相当の年齢の方が追加されます。

この取り扱いは、右の表に該当する方の接種が終了するまでの5年間のみの制度となります。

【改正後の接種時期及び実施予定回数・月】

第1期 生後12か月以上24か月未満児…年6回(偶数月)

第2期 小学校入学前年度の1年間にある児童…年2回(8・9月)

第3期 中学1年生 } …年6回(7月) ※5年間の期限付きで追加。
第4期 高校3年生相当 } 右に該当する方のみ対象。

※実施時期が近くなりましたら、個別にお知らせします。

■各年度の接種対象者(拡大分)

下表に表示する年の4月2日～翌年4月1日に出生した方。

実施年度	中学1年生	高校3年生相当
H20	H7生	H2生
H21	H8生	H3生
H22	H9生	H4生
H23	H10生	H5生
H24	H11生	H6生

問い合わせ
保健介護グループ(☎42～3213)

戸籍窓口での 法律上のルールが変わります

平成20年5月1日から

5月1日から取り扱いが変わる、戸籍に関する届け出や証明書請求の際の本人確認などについて、その概要を質問形式でお知らせします。

問1 今回の法改正によって、戸籍のルールはどのように変わるのですか？

答 大きく2つの変更があります。1つは、結婚や養子縁組など、届け出の際における本人確認などが法律上のルールになるということです。もう1つは、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどが厳しくなるということです。

問2 どうして、届出の際の本人確認などを法律上のルールにするのですか？

答 戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですから、常に正しい内容である必要があります。ところが最近、他人が勝手にその届け出をして、戸籍に真実でない記載がされるという事件が起こっています。そこで、戸籍に真実でない記載がされないようにするため、届け出の際の本人確認などを法律上のルールにすることとしたのです。

問3 具体的には、どのような取り扱いがされるのですか？

答 結婚・離婚・養子縁組・養子離縁・認知という5つの届け出（以下「結婚などの届け出」といいます。）について、必ず戸籍の窓口に来られた方の本人確認を行うこととなります。そして、届け出のご本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかったご本人に対して、「結婚などの届け出」が受理されたことを通知することとなります。

また、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には「結婚などの届け出」を受理しないよう、あらかじめ申し出をすることができるようになります。

問4 本人確認は、どのような方法で行うのですか？

答 戸籍の窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって本人確認を行います。

問5 戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくするのは、どうしてですか？

答 戸籍の証明書には、結婚したことや離婚したことなどの個人情報が記載されていますから、他人に不正取得されないようにする必要があります。しかし最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得するという事件が発生しています。そこで、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の証明書を取得する要件や手続きなどを厳しくすることとしたのです。

問6 具体的にどのように厳しくなるのですか？

答 他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利を行使したり、自分の義務を履行したりするために戸籍の証明書が必要な場合や、国または地方公共団体の手続きに戸籍の証明書が必要な場合など、正当な理由がある場合に限ることとなります。そして、そのような正当な理由があることを、請求書に詳しく記載することが必要となります。

また、戸籍の証明書を請求する際にも、必ず本人確認を行うこととなります。本人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同じように、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの書類の提示を受ける方法によって行います。

さらに、代理の方が請求する場合は、委任状などにより代理権限等の確認も行うこととなります。

問7 その他に法律が改正された点はありますか？

答 不正な手段で他人の戸籍を取得した者に対しては、新たに刑罰が科せられることとなります。



くわしくは、札幌法務局滝川支局（☎23～2330）へ